

令和5年度 岐阜県立海津明誠高等学校 授業料等徴収計画表

2年生 生活デザイン科

徴収月	県納金		学校諸費						小計	合計		口座振替日
	授業料	小計	PTA会費	学校後援費	部活動後援会費	生徒会費	修学旅行積立金	生活デザイン科学年諸費		授業料徴収有	授業料徴収無	
4月	9,900	9,900	600	1,600	2,600	700	4,000	15,500	25,000	34,900	25,000	4月10日(月)
5月	9,900	9,900	600	1,600	2,600	700	7,000	12,500	25,000	34,900	25,000	5月10日(水)
6月	9,900	9,900	600	1,600	2,600	700	13,500	6,000	25,000	34,900	25,000	6月12日(月)
7・8月	0	0	600	1,600	2,600	700	15,000	4,500	25,000	25,000	25,000	7月10日(月)
9月	29,700	29,700	600	1,600	2,600	700	500	0	6,000	35,700	6,000	9月11日(月)
10月	9,900	9,900	300	800	1,300	700		900	4,000	13,900	4,000	10月10日(火)
11月	9,900	9,900	300	800	1,300	0		600	3,000	12,900	3,000	11月10日(金)
12月	9,900	9,900								9,900		12月11日(月)
1月	9,900	9,900								9,900		1月10日(水)
2月	9,900	9,900								9,900		2月13日(火)
3月	9,900	9,900								9,900		3月11日(月)
計	118,800	118,800	3,600	9,600	15,600	4,200	40,000	40,000	113,000	231,800	113,000	

- 1 就学支援金の対象となっている方については、授業料の負担はありません。
- 2 授業料の納入については、7～9月分は9月11日に口座振替します。
- 3 8月分の学校諸費は、7月分の学校諸費と合わせて7月10日に口座振替します。
- 4 学年諸費には、校外研修代・芸術鑑賞代・個人写真代・家庭科実習費等が含まれます。
- 5 学年途中で進路変更等があった場合の返金額は、口座振込手数料を差し引いて振り込みさせていただきます。
- 6 正当な理由なく授業料等を滞納している生徒は、督促・催告・聴聞等の手続きを経て、納期限後最短3ヶ月で除籍処分の対象となります。
(除籍処分となっても在籍中の授業料等は納めなければなりません。)

残高不足等により振替不能にならないよう、口座振替日の前日までに届出口座に入金してください。